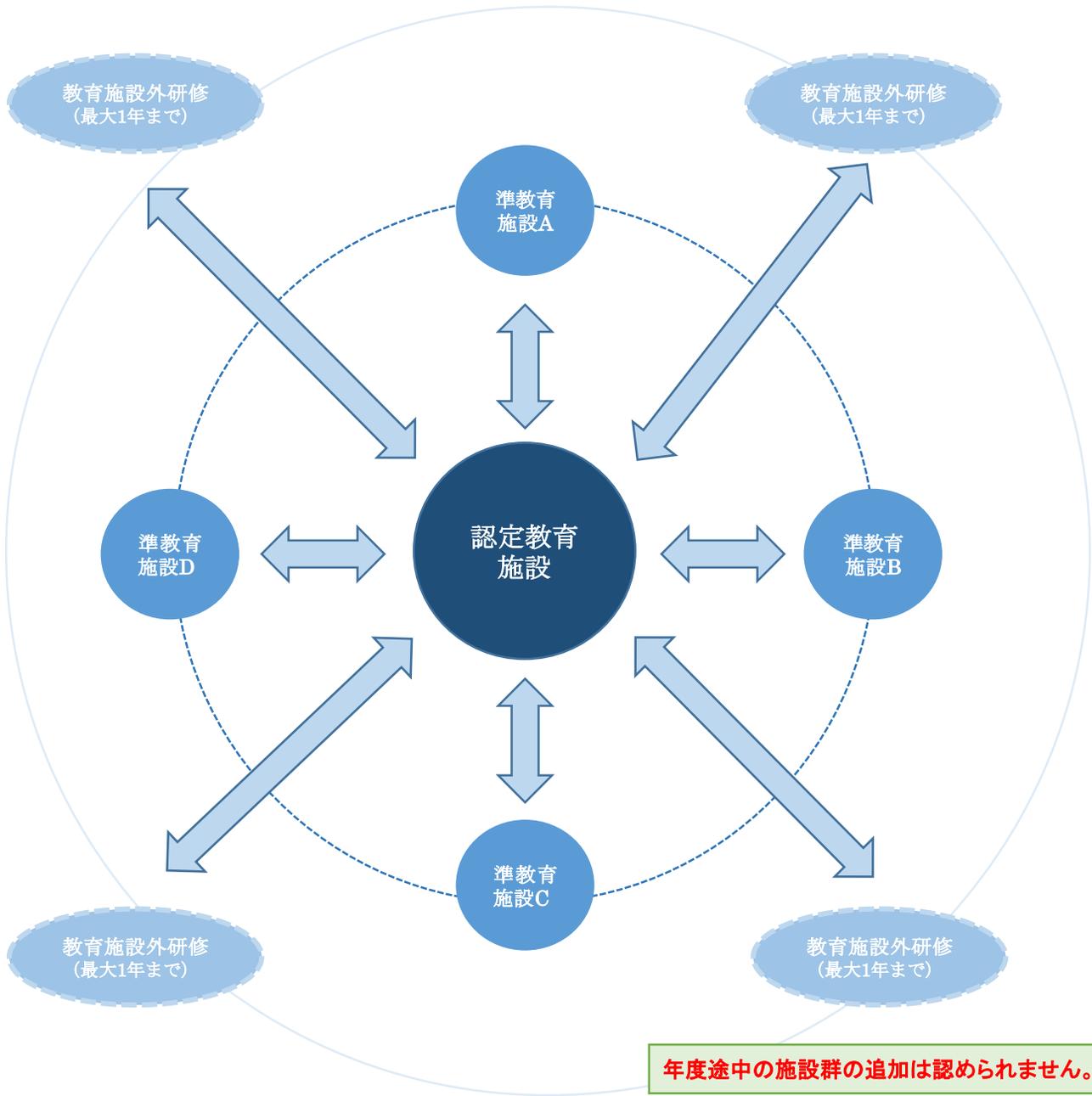


リウマチ専門研修施設群の構成要件

- リウマチ専門研修は認定教育施設が単独、または関連する準認定教育施設と連携して実施する。準認定教育施設と連携して実施する場合、カリキュラムに示した疾患経験をどの施設で実施するかは研修計画において設定し、妥当性を示すことが求められるが、以下を勘案して日本専門医機構リウマチ領域研修委員会が承認する。
- 認定教育施設は地域で中核となる病院であり、そこでの研修は、地域のリウマチ性疾患の診療における中核的な医療機関の果たす役割、高度な医療、あるいは難治例・複数の診療科が関与する症例・稀少疾患を中心とした診療経験を研修するのに適している。また、内科領域・外科領域のローテーション研修にも適している。臨床研究や症例報告などの学術活動の素養を身につけることにも適している。
- 一方、準認定教育施設では、地域の第一線に立ち、患者の生活により近づいて比較的頻度の高いリウマチ性疾患を中心とした急性期医療と慢性期医療を経験することにより、地域医療や全人的医療を研修するのに適しており、準認定教育施設における研修も重要である。
- これらの専門研修認定教育施設および準認定教育施設の役割は、各地域の実情に合わせて異なる可能性があり、認定教育施設が準認定教育施設の役割も担っている場合も考えられる。
- そのため、リウマチ専門研修では、認定教育施設が単独、または関連する準認定教育施設および認定教育施設と連携して、高度な急性期医療と患者の生活に根ざした地域医療とを経験できるように研修計画を作成することが求められる。このような施設（群）における原則として3年間の専門研修によって、幅が広く柔軟性に富んだ専門医を養成できる。
- また、各基本領域の専門研修終了後にリウマチ専門研修を行う際、3年間のうち1年を限度として専門研修施設（群）内に併設された他の基本領域の診療科での研修を認める。具体的には内科専門医が整形外科・小児科、整形外科専門医が内科・小児科、小児科専門医が内科・整形外科でリウマチ専門研修を行うことができる。

【認定教育施設、準認定教育施設、教育施設外研修施設連携概要図】



【認定教育施設と準認定教育施設との連携】

- 認定教育施設が他の認定教育施設の準認定教育施設になることは可能。
- 必ずしも同一都道府県内の認定教育施設とのみ連携する必要はない。地域的な必要性がある、これまでも専攻医がお互いの施設で研修していたなどの事情があれば県を跨いで専門医研修施設群を組むことは可能。

※新リウマチ専門研修計画は施設単位で申請してください(領域ごとではありません)。

※「認定教育施設」は他の認定教育施設の「準認定教育施設」に登録することができます。

つまり「準認定教育施設」として登録されている施設も「認定教育施設」になることができます。

※暫定指導医は「リウマチ専門研修責任者」になることはできません。